

平成22年6月18日
日本海信販株式会社

会員規約改定のご案内

2010年6月18日の改正貸金業法の施行に伴い、クレジットカード会員規約（ローンカードを含む）を改定いたします。改定箇所をご確認いただき、内容をご了承の上、カードをご利用いただきますようお願い申し上げます。

対象となるカード

日本海信販 VISA、日本海信販 JCB、日本海信販提携カード、FIT カード

主な改定箇所

第6条 (カードの利用可能枠)	総量規制(年収の3分の1を超える貸付禁止)の導入に伴い、利用可能枠の変更に関する規定を変更しました。
第45条 (遅延損害金)	キャッシングサービスの遅延損害金利率について、『20.0%』へ引き下げました。 平成22年2月1日よりすでに適用しています。

会員規約はこちらからご確認いただけます。

<http://www.web-nihonkai.com/kiyaku/index.html>

ご契約いただいたカードの会員規約により、改定される条番号が異なる場合がございますのでご了承ください。

改訂日 2010年6月17日

【本件に関するお問い合わせ先】

日本海信販株式会社
カスタマーセンター
TEL : 0120-977-611